

平成27年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年3月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第11	議案第15号	飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
第12	議案第16号	飛騨市女性活躍推進基本条例について
第13	議案第17号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第15	議案第19号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第16	議案第20号	飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について
第17	議案第21号	飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について
第18	議案第22号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第19	議案第23号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
第20	議案第24号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設(よ～らん館))

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第25号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
第22	議案第26号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
第23	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第24	議案第28号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第25	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
第26	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第27	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第28	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第29	議案第33号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第30	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
第31	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
第32	議案第36号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
第34	議案第38号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第35	議案第39号	飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について
第36	議案第40号	飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第38	議案第42号	農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について
第39	議案第43号	都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
第40	議案第44号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第41	議案第45号	指定管理者の指定について(飛騨市栄町防災センター)
第42	議案第46号	財産の無償譲渡について(地域伝承館)
第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(神楽台屋台蔵広場)
第44	議案第48号	市道路線の廃止について
第45	議案第49号	市道路線の認定について
第46	議案第50号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第7号)
第47	議案第51号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第48	議案第52号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第49	議案第53号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第50	議案第54号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第51	議案第55号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第52	議案第56号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第53	議案第57号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第54	議案第58号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第3号)
第55	議案第59号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第2号)
第56	議案第60号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
第57	議案第61号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第4号)
第58	議案第62号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第59	議案第63号	平成27年度飛騨市一般会計予算
第60	議案第64号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第61	議案第65号	平成27年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
第62	議案第66号	平成27年度飛驒市介護保険特別会計予算
第63	議案第67号	平成27年度飛驒市簡易水道事業特別会計予算
第64	議案第68号	平成27年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
第65	議案第69号	平成27年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第66	議案第70号	平成27年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
第67	議案第71号	平成27年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
第68	議案第72号	平成27年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計予算
第69	議案第73号	平成27年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
第70	議案第74号	平成27年度飛驒市情報施設特別会計予算
第71	議案第75号	平成27年度飛驒市給食費特別会計予算
第72	議案第76号	平成27年度飛驒市水道事業会計予算
第73	議案第77号	平成27年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第74		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第6号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第8号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第9号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第10号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第11号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第12号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第13号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第14号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第11	議案第15号	飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
日程第12	議案第16号	飛騨市女性活躍推進基本条例について
日程第13	議案第17号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第18号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第19号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第20号	飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について
日程第17	議案第21号	飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について
日程第18	議案第22号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
日程第19	議案第23号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
日程第20	議案第24号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設(よーらん館))
日程第21	議案第25号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
日程第22	議案第26号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
日程第23	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
日程第24	議案第28号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
日程第25	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
日程第26	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
日程第27	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
日程第28	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
日程第29	議案第33号	指定管理者の指定について(飛騨市かわいスキー場)
日程第30	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
日程第31	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
日程第32	議案第36号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
日程第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
日程第34	議案第38号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第39号	飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について

日程第36	議案第40号	飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
日程第38	議案第42号	農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について
日程第39	議案第43号	都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
日程第40	議案第44号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第41	議案第45号	指定管理者の指定について(飛騨市栄町防災センター)
日程第42	議案第46号	財産の無償譲渡について(地域伝承館)
日程第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(神楽台屋台蔵広場)
日程第44	議案第48号	市道路線の廃止について
日程第45	議案第49号	市道路線の認定について
日程第46	議案第50号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
日程第47	議案第51号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第48	議案第52号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
日程第49	議案第53号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第50	議案第54号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第51	議案第55号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
日程第52	議案第56号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第53	議案第57号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第54	議案第58号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第55	議案第59号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第56	議案第60号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
日程第57	議案第61号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第4号)
日程第58	議案第62号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
日程第59	議案第63号	平成27年度飛騨市一般会計予算
日程第60	議案第64号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第61	議案第65号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第62	議案第66号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第63	議案第67号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
日程第64	議案第68号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第65	議案第69号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第66	議案第70号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第67	議案第71号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第68	議案第72号	平成27年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算
日程第69	議案第73号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第70	議案第74号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第71	議案第75号	平成27年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第72	議案第76号	平成27年度飛騨市水道事業会計予算
日程第73	議案第77号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第74		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	福菅	藤田	武明	彦彦
5番	菅内	沼海	良真	郎次
6番	森高	下原	邦充	子子
7番	谷天	口木	希幸	男徳
8番	葛山	谷下	寛博	文一
9番	池籠	田山	寛恵	子美
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	幸重	一昭
教育長	野倉	村倉	孝久	文徳
会計管理者	小野	村腰		豊徳
総務部長	石水	上木	雅雅	廣行
財政課長	柏谷	澤井	敦義	子昌
教育委員会事務局長	藤川	瀬向	智	彦光
企画商工観光部長	沢之			
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	美香

平成27年第2回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
1	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1. 「飛騨市版里山資本主義」による地域創生について 2. 小学校社会科資料集「ふるさと飛騨市」の改訂について	4日 午前
2	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 地域住民生活等緊急支援のための交付金について 2. 子どもたちの経済的境遇に関して	〃
3	天木 幸男 (ひだ市政クラブ)	1. 新制度移行に伴う今後の保育園の方向性について 2. 高含量トウガラシを栽培し、第6次産業に育てられないか	4日 午後
4	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 地域資源活用新事業体出資金を生かすために 2. 小水力発電に対する考え方は 3. 道路の改修促進について	〃
5	山下 博文	1. 補正予算・新年度予算と重点政策 2. トレーニング施設建設について 3. 飛騨市の人材育成について	〃
6	野村 勝憲	1. 「地方創生」について 2. 「観光」について 3. 「数河産廃」について	5日 午前
7	籠山 恵美子	1. 飛騨市の「地方創生」策を問う 2. 福祉制度に関わる市民への責任を市はどう果たすのか	〃
8	中嶋 国則	1. ふるさと納税(ふるさと応援寄付金)推進について	5日 午後
9	谷口 充希子	1. 「地方創生」について 2. 介護ボランティアポイント制度事業と認知症予防について 3. 各地域のコミュニティー(公民館)の屋根落雪式に補助は出来ないか	〃
10	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 人口減少と小規模校のあり方について 2. 雪害対策について	〃
11	高原 邦子 (新生飛政会)	1. マイナンバー制度について	6日 午前
12	前川 文博 (新生飛政会)	1. 10月以降の飛騨市公共交通について 2. 消雪設備の増設と流雪溝整備について	〃
13	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 介護報酬改正に伴う影響と今後の介護保険事業の取り組みについて 2. ハイパーカミオカンデ計画と国際共同グループ結成について	6日 午後

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長（菅沼明彦）

本日の出席議員は全員であります。執行部では、病院管理室長川上清秋君が欠席であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅沼明彦）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 14 番、葛谷寛徳君、15 番、山下博文君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 6 号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第 73 議案第 77 号 平成 27 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第 74 一般質問

◎議長（菅沼明彦）

日程第 2、議案第 6 号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第 73、議案第 77 号、平成 27 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの 72 案件を一括して議題といたします。72 案件の質疑と合わせてこれより日程第 74 一般質問を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。最初に 11 番、高原邦子君。今日最後になります。ゆっくりと分かりやすく発言又は答弁をいたしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

（「議長」との呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

11 番、高原邦子君。 ※以下、この議長の発言氏名者の表記は省略する。

〔11 番 高原邦子 登壇〕

○11 番 （高原邦子）

おはようございます。議長よりお許しを頂きましたので、質問させていただきます。

今回、総務常任委員として総務関係のことということで、マイナンバー制度についてということをお伺いいたします。

マイナンバー法、正式には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という、大変長いタイトルがついておりますので、マイナンバー

法と略して質問させていただきます。

このマイナンバー法が公布されるまでには、一度廃案になったりとか、いろんな紆余曲折を得まして2013年に法律が公布されました。そして2016年の1月から動き出す、もう利用していくという状況になっておりまして、あっという間にその期日が迫ってきております。

マイナンバー法という言葉は、よく耳にするんですけど、なかなか理解できないものです。私も今回いろいろ勉強させていただいたんですけど、やはりよく分からなかった。それでですね、これは、大きな問題点もはらんでいる法ということで争いもあったということで、ぜひ、市民の皆さんにも理解していただいて、来年の1月からの通知、それから運用に向けてのですね心構えというか、知っていただきたく今回、質問するものがあります。

この法案には、日弁連から反対があつて大変だったと聞いているんですが、それはやはり、今、問題になっている個人情報をもどのように保護するかということからであります。その点も含めて質問したいと思います。

では、最初に。じゃあ、この法っていうものの目的と概要はどんなものなのでしょう。というそもそも論から説明していただきたいと思います。

2番目にこの法の7条で、市町村にマイナンバーの指定、通知を義務付けておりますが、どのように番号は指定されて、いつごろ市民に通知される予定なのでしょう。

3番目、本人の申請によって顔写真付きのICカードを市町村が交付できるとされておりますけれども、単なる通知カードとの違いといいますか、どのようなものなのか。そもそもこのカードの役目は何なのかということもお伺いしたいと思います。

4番目に、個人情報保護にはどのような配慮がされているのか、いろんな条文の中には書かれているんですけども、実際には具体的に答えていただきたいなと思います。

5番目にはですね、民間利用は今のところ禁止されているようなんですけども、しかし、そうではないという状況が考えられます。むしろ、住基ネットは完全に民間との接続が遮断されておりまして、個人情報等も安心だったわけなんですけども、民間利用ができることも広がっていくであろうということをやはり認識しておく必要があるのがこのマイナンバー制度だと思います。

例えば、源泉徴収義務者などが、社員から番号を聞き、記入しなければならないようなことはないのか。きっとあると思います。もし、そうであるならば、個人情報はどのように守られているのでしょうか。

6番目に、マイナンバー制度というものは法定受託業務とされておりますが、費用は全額国が負担してくれるのでしょうか。持ち出しはないのでしょうか。もし、持ち出しがあるとすれば、費用対効果は考えておられますか。そして、今現在どれくらいの業務に利用される予定なのかをお伺いいたします。

7番目に、この法律の5条には地方公共団体の責務が明記されております。番号情報

の取り扱いの適正を確保することが求められているのです。法定受託業務だからと悠長に国からの指示を仰いでいるのではなく、飛騨市としてどのような政策を必要としているのかをしっかりと模索し、また検討すべきではないのかと思いますけれども、その点はどのようにしていくのか。また、今、されているのかをお伺いいたします。

8番目に、現代は情報の世界と言われております。個人情報もお金になっている時代です。ベネッセコーポレーションの顧客名簿の流出で、我が家にもベネッセコーポレーションから500円の申し訳なかったという図書カードが送られてまいりました。そのようにですねお金になる時代なんですね。いまは。それでは、通知カードや個人番号カードが送られてきた市民に情報の保護、管理の意識というものを持っていただかなければならないし、その啓発は欠かせない喫緊の課題ではないでしょうか。その一点についてはどのようにされていくのかお尋ねいたします。

9番目に、来年度の当初予算には、マイナンバー制度導入にどれくらいの予算計上がされているのかを伺いたしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。大変難しい事項でありますので、わかりやく説明をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

企画商工観光部長 水上雅廣君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長 水上雅廣

おはようございます。多課に渡っておりますので、私の方から最初ひとあたり答弁をさせていただきます。

マイナンバー制度につきましては、情報を保持する機能の中間サーバーを地方公共団体情報システム機構が整備を進めているところであります。当制度に関連する市のシステムといたしましては、住民基本台帳システム、地方税務システム、団体内統合宛名システム、国民年金などの社会保障関係システムがあり、これらのシステムも順次改修整備を行う計画であります。

ご質問のマイナンバー法の目的と概要についてどのような利点があるかを合わせてお答えします。

マイナンバー制度は複数の機関に存在する特定の個人情報をそれらが同一の情報であるということの確認を行うための土台であり、社会保障、税制度の法律化や透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するためのよりどころとなるものです。国民にとっての利点として、各種申請手続きに添付する住民票や所得証明書の省略があります。このことは証明書などの発行が減ることによる行政事務の簡素化、コスト縮減にもつながるものです。

さらに大きな有用性として、適切な給付が行われることが挙げられます。社会問題となった消えた年金は、就職、結婚、転居、転職、退職により変化する個人の情報を連続して正確に管理することができなかったことに起因しています。当制度を実地することにより、国民年金であっても、厚生年金であっても個人番号を活用して年金記録が管理できるため、生涯を通じた年金に関する情報蓄積が可能となります。

次に、どのように番号は指定され、いつ頃市民に通知される予定なのかについてお答えします。

全市町村が協同で委託している地方公共団体情報システム機構にて、住民票コードを基に付番し、平成27年10月以降に郵便で通知カードが送付される予定です。

次にICカードと通知カードの違い、カードの役目とはについてお答えします。

まず、最初に、通知カードが機構より全国民に送付されます。通知カードは個人番号をお知らせするためのものです。この通知カードと一緒に個人番号カード申請書も同封されます。申請は任意となっております。個人番号カードを申請する場合は、交付申請書を機構へ郵送し出来上がり次第、市町村に届きますので市町村窓口へ受け取りに来庁していただくという流れとなる予定です。

個人番号カードの利用法としましては、本人確認のための身分証明書、個人番号を確認する場面での利用、就職、転職、出産、育児、病気、年金受給、災害などでございます。また、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いてe-tax国税の電子申告、納税システムのことですけれども、これをはじめとして各種電子申請を行うことができます。

次に、個人情報保護にはどのような配慮がされているかということですが、プライバシー侵害の危険について危惧されますが、国では、制度面とシステム面の両面から個人情報を保護するために措置を講じています。制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を提供したり、収集したり、保管したりすることを禁止しています。

また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視、監督を行います。

さらに、法律に違反した場合の罰則も従来より重くなっています。市ではマイナンバー法第27条の規定に基づき、個人番号を含む個人情報ファイルを保有して、事務を遂行する前に特定個人情報保護評価というものを実地し、個人のプライバシーに与える影響を予測したうえで特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生するリスクを分析し、軽減するための適切な措置を講ずるよう取り組んでいきます。

システム面の保護措置としては、各機関が保有している個人情報を一元管理するのではなく、税金の情報は税務課、国保の情報は市民児童課といったようにそれぞれ分散して管理します。

また、行政機関の間で情報の照会を行う時もマイナンバーを直接使わず、マイナンバ

一にひも付した違う符号を使って照会を行うようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

5点目、例えば源泉徴収義務者などが社員から番号を聞き、記入しなければならないことがないのかということですが、マイナンバーは法律で限定的に明記された場合以外で提出を求めたり、利用することは禁止されていますが、社会保障及び税に関する手続き書類の作成事務を行う必要がある場合に限って事業主は本人などに対し、マイナンバーの提出を求めることがあります。

そこで、源泉徴収や年金、医療保険、雇用保険などの関係で事業者が従業員などからマイナンバーを取得する時は利用目的の明示と本人確認が必要となります。特に番号のみの本人確認では、なりすましの恐れもあることから必ず番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要となります。

また、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会で定めるガイドラインにおいて、事業者に対してマイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止のために組織的、人的、物理的及び技術的などの観点から安全管理措置を講じなければならないと定められています。

次にマイナンバー制度は法定業務とされているが、費用は全額国が負担するのか現在どのくらいの業務に利用される予定かについてですが、整備するシステムにより補助率が異なり、全額が補助金ではありません。

例えば、中間サーバーの整備は10分の10、団体内統合宛名システムは10分の10、住民基本台帳システムは10分の10、税務システムは3分の2、社会保障システムは3分の2などとなっております。なお、税務、社会保障システムの補助残3分の1につきましては、交付税措置となります。

番号利用事務は、児童手当など市民児童課関係で8つの事務、生活保護関連事務などの福祉関係で6つの事務、介護保険関連事務など健康生きがい課で2つの事務、住民税関連事務など税務課で4つの事務を想定しております。

次に、5条に地方公共団体の責務が明記されているが、飛騨市としてどのようにしていくのかについてお答えします。

第5条では、「地方公共団体の責務について基本理念に則り、個人番号のその他の特定個人情報の取り扱いの適性を確保する必要な措置を講ずると共に番号の利用に関し、国と連携を図りながら自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施するものとする」とうたわれております。

個人情報の取り扱いにつきましては、4点目の質問でお答えをさせていただいておりますので、利用についてお答えします。

内閣官房は、マイナンバー制度のホームページを立ち上げその中で自治体からの質問に随時対応できるシステムにより国とのやりとりを行っております。

また、庁舎内では番号制度の関係課の会議を開き、それぞれの業務でのシステム対応

状況など進捗の確認を行い、制度運営に向けて進めているところです。

現在のところ、番号法で示された行政事務に対しての個人情報利用を想定しておりますが、住民の利便性向上、住民負担の軽減、行政運営の効率化、コスト削減を満たす行政事務であれば独自利用も検討したいと考えております。

次に、通知カードや個人番号カードを送られてきた市民への情報の保護管理の意識啓発をどのように行うかについてですが、テレビ新聞等では情報は流されているものの、マイナンバー制度自体の認知度はまだ低いのが現状であると思われます。

そこで、まず広報誌で個人番号カードについて知っていたき、次に法律に基づかずに個人番号の提供を求めることは禁止されているなど、個人番号カードへの対応、管理について注意喚起を行い、段階的に情報提供を行うことを考えております。

次に最後ですけれども、今年度の当初予算には、マイナンバー制度導入にどのくらいの予算が計上されているのかについてですけれども、マイナンバー制度に関わる事務は広範囲であり、庁舎内部事務である人事給与システム、財務システムから市民の方がたへの給付に欠かせない生活保護システム、国民年金、福祉年金システムや、公正な負担の為の税務システムなど多岐に渡っております。平成27年度の予算計上額は、4,238万6,000円で財源内訳としては、県、国補助金は、3,423万5,000円、一般税源は、815万1,000円となっております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○11番 （高原邦子）

ありがとうございました。ほんとうに分かりやすく説明していただいたんじゃないかと思っております。

それですね、お伺いしたいのはですね、今、住基ネットに住民基本台帳からだされている住基ネットカードありますよね。あれは、将来的には無くなっていくものなんでしょう。このマイナンバー制度が導入され、時間が掛かると。確かその辺の事も調べてあるかと思いますが、いかがでしょうか。

□企画商工観光部長 水上雅廣

お答えをさせていただきます。Q&Aの中にそのことは多少触れてありますけれども、ちょっとそのことを読ませていただきますけれども、住基カードの有効期間は10年ということで定められておりますので、その間は有効に使用することが可能だということでございます。ただし、住基カードのICチップに搭載されている情報があるわけですが、先ほどいいましたe-taxの関係とか。そういったものの期限が3年になっておりますので、そうしたものは替えていただく必要があるということです。よろしいでしょうか。

○11番 （高原邦子）

そうしますと、私のも10年先で2020年まで有効というカードを持っています。そうしますと、今の部長の話だと今、申請して住基カードを持っている人は10年後の

2025年までそれが生きていくと行くことになっていくんですか。

確か住基カードは無しになるんじゃないかなかったですか。住基カードとの違いで分からないと思うんですね市民は。このマイナンバーとはどう違うんだと。もちろん、組み込まれていることも違ってくるのかもしれませんが。その辺のことをですね教えて頂きたいんですけど。総務部長の方が分かりますかね。

□総務部長 小倉孝文

お答えします。今のマイナンバーにつきましては今後、税情報とか社会保障、その情報が入るということで、今お持ちのカードには税とか社会保障の関係が入っております。ですから、今度新たにマイナンバーの方にはそういう情報を取得できるという利点があるということでお願いいたします。

○11番 (高原邦子)

住基カードは住基カードでずっと続いていくということですね。それでよろしいですね。

□企画商工観光部長 水上雅廣

現在ある住基カードについては先ほど申し上げましたように10年間は使用していただけということです。が、くどういようですけれども、ICチップに入っている情報については3年間ということで、替えたい人はいつでも、替えたい場合は、個人番号カードの交付申請を行うことができるということになっておりますので、その時は住基カードを返納していただくということでございます。

□市民福祉部長 谷澤敦子

私の中での理解といたしましては住民基本台帳カードが個人カードに替わっていくというふうに認識しております。それで今、部長が言われました、その有効期間と言うことにつきましては、大変申し訳ありません。確認をしておりますので後ほど確認をしてお答えいたしますが、いずれ替わっていき個人番号カードになっていくというふうに理解をしております。後で、有効期間についてはお答えいたします。申し訳ありません。

○11番 (高原邦子)

このマイナンバーのほうも申請して、きっと1,000円ぐらいの料金を払って、そしてカードを申し込んですると思うんですね。この住基カードも写真が入っているのに入っていないのがあるわけなんです。私はぜひ、市民の皆さんにもカードを申請してもらって写真入りでですね、いろいろ身分証明を示すものっていろいろ調べてみたんですけど、例えば免許証が一番。免許を持っている人は一番なんですけど、免許証を持たれてない方結構いらっしゃるんですね。そうしますと、健康保険証では貼ってないし、パスポートとかそういうもうのでもなかなかと本人確認というのができない。身分証明としての役目がこのマイナンバーカードを持つこと、写真入りの。ものすごく便利になるという利点を私は見つけました。一番どの証明書よりもこのマイナンバーカードがいいということで、そういったこともしっかりと市民の皆さんにお知らせしてですね、申

請していただけるようにしたらどうかと思っています。

それで、住基の基本台帳の方のカードがですね、持ってる人はですねやっぱどうなのかということもですね、10年で期限は切れますと、3年で中身は変わりますとかそういったことを結構知らない人が多いと思うので、ぜひですね、この啓蒙をしていく中でいかに便利になるんだっていういい点を知らしめるときにその辺も合わせて住基の基本台帳のカードの方との違いとかそういったものを示していただきたいと思うんですが、その辺、どう考えられますか。

□企画商工観光部長 水上雅廣

先ほども申し上げましたけれども、まず、広報紙面で周知をさせていただきたいと思っております。このマイナンバー制度についてどういうふうに利活用しながらどうものだというものを、一気にずっと羅列して紙面に載せますとなかなか分かりにくいというようなことも考えられますので、先ほども申し上げましたけども随時、何回かに分けてしっかりとそういうことについて、利便はこうです。とかいったことをお知らせできるような紙面で作り上げて周知をさせて頂きたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○11番 (高原邦子)

よく分かりました。それでですね今回、いろいろ勉強した中で思ったんですけども、地方分権が行われ、第1次、第2次、いろんなことで我々のような自治体にもですね、法定受託のそういった業務とかいっぱい増えてまいりました。

職員の皆さん本当に大変になってきていると思うんです。人数の少なくなっている中で仕事の量が増えていくんじゃないかと思います。一番大切なのは、やはり市民の質問に答えられる、私はここ2年位職員の研修とかいろいろレベルアップしてもらって、市民の負託にこたえられるようにということを常々申し上げてきました。なかなか、大変だなあと。いろいろ条文突き合わせてみてまた、やったりして本当に自分自身も訳が分からなかったというのが正直な気持ちです。でも、職員の皆さんには、すべての方に理解せよとか無理かもしれませんけれども、総務部の法務担当とかそういったところの職員の皆さんにはしっかりといろんな研修とか勉強をしていただいてですね、こういったことにもすぐこたえられるような体制をとっていくべきだと思うし、人を育てるのにお金を使っただいて職員の潜在能力が発揮できるようにしていってほしいと思うんです。

私は常々言っているのが、今、市民の声を聞いていると、昔は山のことだったらなににさんに聞けば良かった。水道のことだったらなににさんに聞けば良かったというようにそういったスペシャリストがいたんですが、どうもゼネラリストを目指しているのかわかりませんが、私は、こういった今こそ本当の担当、担当の専門家を養成していく必要があるんじゃないかと思うんですが、市長、その辺職員のことなんでどのようにお考えかお答えいただけたらと思いますが。

△市長 井上久則

高原議員ご指摘のことにつきましては、各部署の違いがあるかもしれませんが、やはり、専門的な知識を有する者がおるということにつきましては、仕事をするうえでは心強いことだと思いますし、人にもよるんですけどスペシャリストとしてずっとその地位で、行政の立場でおっていいのかどうかということも考えながら、今後、市民に対する適切な指導ができるような体制作りというのが必要なことだと思いますので検討してまいりたいということを思っております。

○11番 (高原邦子)

ありがとうございます。いろんなことがしっかりといっぱいありすぎて職員の皆さんも大変かと思うんですけども、ぜひこのマイナンバー制度を勉強して頂いていろんな社会保障とか税とかそうじゃくて、ほかの方にも私が調べたには、飛騨市では今、何か所でしか利用するということですが、全国的には80いくつのいろんなそういった業務にこのマイナンバー制度が利用されるとなっております。

また、ますます増えていくと思うので、各部署もですねこの辺のことをしっかり認識していただいて、1月からの申請受付ということですので、それに合わせて混乱が起きないようにして頂いていただきたいなと思います。以上で質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔11番 高原邦子 着席〕

◆休憩

◎議長 (菅沼明彦)

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時36分 再開 午前10時36分)

◆再開

◎議長 (菅沼明彦)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に1番、前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番 (前川文博)

それでは、議長から発言のお許しを頂きましたので、質問のほうを始めさせていただきます。私、今回2点質問させていただきます。

1点目ですけれども、10月以降の飛騨市公共交通についてということでも、お伺いしたいと思います。

新しい飛騨市公共交通が今年の10月にスタートいたします。現在、運行している飛

驒市巡回バス「ふれあい号」、またその他の市営バスの再編と効率化、JR や濃飛バス路線を交えて将来に向けての公共交通の持続的可能な公共交通の確立として現在計画されておられます。

通院移動、買物移動、高校生の通学移動などの3点、交通弱者に重点を置いた、現在の巡回バスでは対応していなかった JR との接続など期待のできるダイヤが作成されると思っております。

利用料金もですね今まで無料とか100円とかいろいろありましたが、今後統一され、旧町村内の利用は1乗車200円、旧の町村をまたぐ乗車が1乗車300円と統一されます。これによりまして飛驒市内の移動に関しましては金額的な違いがほとんどなくなってくると思っております。

以前にですねこの巡回バスなどにつきまして一般質問させていただき、高山市の例をあげたことがあります。今回の新体系になりますと神岡～古川間の1,040円が300円、神岡～高山間は確定はしておりませんが、現在1,400円のものが市内料金の300円と古川～高山間の370円の合計670円となると思っております。

そうしますと高山の市民割引をした料金が神岡～古川間が1,000円になりますので、それより安い設定になります。今回はですね、飛驒市のほうは高山市よりも踏み込んだ料金設定ということで素晴らしい決断をされて進んでいると感じています。

また、この改正されるときから、猪谷方面のバスですが現在は国道にバス停がありますが、猪谷の駅前までバスの乗り入れが可能になるということで、富山の病院へ通って見える方の期待も大きいものとなっております。

そこで、質問させていただきます。1点目ですが市民への広報活動は行っているかということです。

1月26日の公共交通会議で新たに定期券の設定が決まり、28日の議員の全員協議会で運行体系や定期券を含む料金設定が決定したことが報告されました。通学定期券は旧町村内利用の200円区間ですね、その場合は1ヶ月4,000円、旧町村をまたぐ利用の300円区間については1ヶ月6,000円、さらにJRの猪谷～飛驒古川間、濃飛バス路線の神岡～古川間、ほかの市営バスの定期を持っている場合は、乗り継ぐ市営バスの定期券が半額となります。これは、高校の通学利用者にとってはとてもいい話だと思います。

これは、例えばですね河合でいけば角川～古川間のJRの定期を持っていれば河合の中の市営バスの定期4,000円が2,000円になると、神岡の場合ですと神岡～古川間の定期を持っていれば他の麻生野からくるとか吉田からくる市営バスの定期が2,000円になるという話です。

私も、1月28日の説明を受けていい話だなと思い、ちょうどその日の夜、話す機会がありましたのでこういった情報を伝えさせていただきました。

また、自分の子供もちょうど学校へ行っていますので、年代だということでお子さん

を持ってみえる方にもお話をさせていただきました。しかしですね、2月中旬、この通告を作る頃なんですけれども、そのころにはまだ、高校生の保護者の方には全然情報が伝わっていないよという話が聞こえてきたのが現状でした。

新体系では10月からスタートということになっておりますが、バス定期券の更新は3月に行われております。説明会の資料では6ヶ月定期2回購入で年間料金の比較がされておりましたが、現状は1年定期券が一番安く設定されております。

営業所で定期券の購入状況を確認させていただきました。正式な数字ではないので割合なんですけれども、1年定期の購入者は全体の90%、6ヶ月定期を2回使う購入者の方は10%となっております。そうなりますと、ほとんどの方が3月に1年分の定期料金を支払い、1年定期を買うというになります。

またですね、別の話になりますが、これも中学校3年生の保護者の方もちょうどそこにみえまして、そこで出た話なんですけれども現状の神岡～古川間、吉城高校へ通いますと、バス代約21万円になります。でも、月6000円になれば年間2万7,000円。3分の1になります。それだけ定期が安くなるのであれば、高校受験ですね、高校の進学先の選択肢も増えて、実際にいくかどうかは別にしましてもそういうことも考えれたねという話でもでした。

本来でしたら年度替わりの4月に新体系でスタートすればいいのですが、認可などの関係で10月にずれ込んだことは仕方がないと思っております。

でも、この春の時期は人が一番動く時期です。1月末に決定したことで、2月の広報誌や、2月上旬の配布物の時に全戸配布するなど、広報活動の手段はいくらでもあったと思っております。

10月以降の飛騨市公共交通、特に高校生などの定期券利用者への周知はどのように行っているか伺いたします。

2点目ですが、神岡発着の運行体制（ダイヤ）見直しを要望できないかということです。

幹線路線としてあります神岡～古川線。神岡からの朝の始発は6時10分で朝一番の岐阜、名古屋方面へ行くJR特急や東京、大阪方面等を含め、高速バスには乗車することができません。

また、最終は神岡発が18時25分となっておりますが、これは飛騨神岡高校が学校があるということが前提ですので、土曜、休日になりますとこのバスはなくなり16時55分が最終となります。神岡から夕方5時以降に出発する便、土曜休日になりますと平湯行があるだけで、富山方面も高山方面も5時以降は行くことができなくなります。

また、今度逆にですね神岡へ帰ってくるほうをみますと、高山19時10分が最終あります。これもですね、名古屋、大阪方面のJR特急や高速バスに乗りますと、大阪の方ですと午後の便、名古屋方面ですと夕方以降の便を利用すると神岡まで公共交通で帰ってくることができないという状況になっております。

また、神岡方面に行くバスも平湯での新宿とのバスの接続がほとんど現状されていないのが状況です。猪谷方面は今回の改正で利便性が向上すると思われるので、よろしいのですが、今まで神岡～古川間に合併後、市民の交流を図るということで深夜バスが運行されていた時期がありました。現在も JR でみますと宮川方面、今、坂上止りとはなっておりますが、飛驒古川駅を 2 2 時 3 6 分発の便が最終になっております。

神岡行をみますと古川駅前が 1 9 時 4 5 分発です。公共交通、運賃はだいたい統一されますが、こういう移動する時間ですね、そういったものについてはまだまだ差があるなあと感じております。

新体制の 1 0 月に向けてですね、ダイヤの編成予算も組まれております。バスの運行事業者に対しまして、利便性の向上ということでダイヤ運行体制の要望ができないか伺いたいします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長 小倉孝文

おはようございます。1 0 月以降の飛驒市公共交通についてということで、1 点目の市民への広報活動は行っているかについてお答えいたします。

市内の公共交通の見直しにつきましては、1 月の全員協議会、昨年 9 月の定例会での一般質問の中で説明のとおりであります。今年 1 0 月から新体制でのバス運行を計画しております。新体制計画の中で高校生の通学、定期料金の格差を是正するために料金の見直しを予定しております。このことに関しましては飛驒市内の中学生徒及び、飛驒市内の高校へ通う高校 1 年生 2 年生の保護者に対し、1 0 月からの改正に伴う定期券料金の変更について先日各学校を通じてお知らせしました。また、事業者の販売窓口においても定期券料金の変更について説明をしていただき、年間定期券を購入する方が不利益にならないよう対応をいただいていることになっていきますし、3 月 1 日現在で周知をさせていただいております。

また、新年度に入り、「広報ひだ」で改正についてお知らせすると共に、JR のダイヤ改正に伴う時刻表の見直し、運行における詳細については検討を行った後、8 月を目途に再度市民の皆様へ説明に伺う予定でおります。

次に 2 点目、神岡発着の運行体制見直しの要望はできないかについてお答えいたします。今回の公共交通の見直しは、JR 高山本線、古川～神岡間の地域間のバス路線の幹線とし、各地域のバスを支線と位置づけ、幹線との接続を確保いたしました。また、通院移動、買い物移動、高校通学移動に的を絞った公共ネットワークを構築し、更には料金を統一することで利用者の増加を目指しております。

市内の公共交通の見直しは、地域代表、有識者、道路管理者などで構成されます、「飛驒市公共交通会議」の中で検討されます。運行业者もこの会議のメンバーであるため、

議員ご提案の幹線道路の利便性の向上についての要望につきましては、公共交通会議の中で利用者の増加動向を検証する中で検討していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1 番（前川文博）

ありがとうございます。今回一番あれだったのは、この説明を早くして欲しいということだったんです。昨日も一昨日もありましたが、市民住民の方へのいろいろな周知がどうなっているのかという質問もいくつかありました。

先ほど、高校進学する時に選択肢が増えたという話もあるんですが、実際のところ1月末に本当に決まって、今回の新年度予算ででているので、それが通らないということもあるかもしれないんですけども、全協の時に時期が時期なので例えば、先に通知するけどもというようなことを一言先に言っていただいて、先駆けに案内を出すのもひとつの手だったのじゃないかなという思いがありまして、周知の方につきましては質問させていただきました。

それから、バスの運行体制こちらの方も、濃飛バスもこちらの田舎の方といいますか、乗車人数が少ないバス路線ですと多分、国からの補助金をもらって路線の維持をしているはずなんです。そういった、補助金をもらって運営するにはいろいろな条件があると思いますけれども、こういう公共交通会議なり、市の方からもう少しダイヤについての要望、運行体制の要望というものが出れば、ひょっとしたら動きやすくなるんじゃないかと思ひましてこの質問させていただきました。

その中で、公共交通システムのことで、1点お聞きしたいんですが、今の幹線路線と支線の接続と言うことで乗り継いでいろいろなところに行くと、乗り継ぎのダイヤ整合性を取って行うということなんですけれども、今、神岡で見ますと、吉田線、寺林線と流葉で濃飛バスの神岡～古川線が接続する、乗り換えができるというような計画になっていると思います。現在ですね、流葉のバス停は看板が立っているだけで、待合室とかがありません。乗り換えとなれば5分、10分そこで待つということもあります。車で通った時に見ますと地下道のところで雨宿りをしながら待つみえるような雰囲気もあります。そういった接続地点のね待合所の整備とかそういったことは今の公共交通会議の中では検討されていますか。

□総務部長 小倉孝文

公共交通会議の中では、待合室等については検討しておりません。

○1 番（前川文博）

検討されてないということでしたが、今後進んでいく中で乗り換えの場所になると思いますので、また半年、10月までありますので、プレハブでもなんでもいいと思うんですよ。雨風しのげるような場所を設置していくことを是非、考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問のほうに移らせていただきます。

2点目ですけれども、消雪設備の増設と流雪溝整備についてということでお伺いいたします。

昨年12月中旬から大雪になりました。飛騨地域は、停電などをはじめ雪に対して倒木など大変な冬となっております。私の自宅前はどうも深夜2時過ぎに除雪車が作業していています。2時に家の前ということですので、除雪をされるかたは、深夜1時ころ、もっと早い時間かな。それくらいから出勤して朝まで除雪をされて見えます。朝の通勤時間帯に支障が出ないように時間に追われて作業してみえる非常に大変な作業だと思っております。

そんな大変苦労させられました雪も今3月に入りまして暖かくなり雪解けが進みかけております。雪がもう少ししますと溶けてなくなってしまうますが、消雪設備の計画や、流雪溝整備も溶けて無くなると困りますので、今回ちょっと質問させていただきたいなと思います。

以前にですね、一般質問で消雪設備のこと、流雪溝のこと質問いたしました。前回の12月の一般質問でも山下議員が水のことで質問をされてみえます。飛騨市は雪が多く降る町です。これからも市民は、雪と戦ってこの飛騨市で暮らしていかななくてはなりません。そのためには、雪に強い町づくりが必要です。

1点目ですが、大門～花園線他消雪設備の内容はということです。今年度ですね、船津中央地域におきまして消雪用の水源調査が行われました。新年度予算に、市道大門～花園線他消雪設備工事と載っ取りました。現在の水源の調査状況と今後の消雪設備計画について現状どのような考えなのかお伺いいたします。

2点目ですけれども流雪溝整備のその後はということです。流雪溝の老朽化が各地で見受けられております。特に幅員が狭い道路では、流雪溝の上を車が走行する頻度が多く発生し、車の通行時には蓋が動き、大きな音が発生しているところもあります。また、グレーチングも変形し開閉できないところやコンクリートの蓋が一段下がって段差ができているところ、また蓋が傾いて落ちかけているところなど危ないところも見受けられます。流雪溝の部分的な改良を繰り返したことにより、水路が鉄板により立体交差している場所や、下流部で流雪溝がだんだん狭く浅くなるなど、通常の設計では考えられないような箇所も見受けられます。通常ですね上流から下流に流れていきますから、下流部で上流で30センチあるところが下流に行くと20センチ、10センチに浅くなるということは考えられない不思議に思うところがあります。流雪溝は整備されたが水量が少ない、またはほとんど流れていないところも多数今年の冬はありました。水量の確保も含めてですね流雪溝整備の全体の計画はどのようなになっているかお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長 川瀬智彦

それでは 1 点目の市道大門～花園線他消雪設備工事の内容についてお答えします。神岡町市街地では、道路が狭く流雪溝の水量が少ない箇所が多く、平成 18 年豪雪時には機械除雪が出来ず、道路が通行不能になる箇所が多発し市民生活にとって大きな支障となったところから、このような事態を回避するために、平成 20 年度より「神岡地区第 1 期都市再生整備計画事業」を活用して、平成 18 年豪雪時に被害の対象となった高原川右岸の東町地区、高原川左岸の川西地区、山田側右岸の船津中央地区における地下を確認するためのボーリング調査を平成 20 年度に実施し、平成 23 年度までに東町地区、川西地区、船津中央地区の一部において延長 850 メートルの消雪設備を整備しました。

船津中央地区につきましては、平成 18 年の豪雪の際には、通行不能にはならなかったものの、同地区内においても道路が狭く流雪溝の水量が少ない箇所があることから、消雪設備実施の可能性について検討してまいりました。

まずは、地域内での水源確保の可能性について把握する必要があるため、平成 26 年度には、電磁波による地質探査を実施し、地下水の取水の可能性について調査しました。

その結果として、船津中央地区は、岩盤の上に帯水層である砂礫層が確認できることから取水の可能性はあるものの、毎分 300 ミリリットル程度の取水量しか見込めないとの結果がでております。

また、本調査において、新たな井戸を掘る場合の候補地について検討した結果、取水の可能性が高い市有地である神岡町図書館駐車場付近を候補地に選定しました。これらの調査結果を基に今年度新たに「神岡地区第 2 期都市再生整備計画」を策定し、平成 27 年度には、水源の確保のための新たな井戸候補地におけるボーリング調査を実施し、取水可能量を把握したうえで井戸施設の実施設計を行いたいと考えております。

また、計画 6 線であります市道大門～花園線、市道大門～北新地線、及び市道仲町～大門線の散水が可能であるかの検討も合わせて行いたいと思っております。

ここで、新たな井戸における取水量が少ない場合には、既存井戸の余剰水の活用も合わせて検討しながら消雪設備溝の実施路線を選定してまいりたいと考えております。

続きまして、2 点目の流雪溝整備のその後についてお答えします。

飛騨市における流雪溝の現状につきましては、流雪溝の老朽化が進み分水桝、仕切り板の破損や、車両通行時における側溝蓋のがたつきが見られます。また、市街地の狭小路線におきましては、流雪溝の勾配が大きく変化する箇所や、流雪溝が急角度で折れている箇所等が雪詰まりの原因となっております。さらに、下流地区に流れこむ流水につきましては、上流の分水桝から取水しておりますが、その分水桝は上流から流れ込む流雪と流水を分離する構造となっております。このため降雪時には、上流からの排雪量が多いと雪詰まりが発生し、下流地域への流量が減少し流雪溝が凍結することもあります。市では、小規模な流雪溝の部分的な補修、改良等を常時実施しております。

また、平成 26 年度には、市道幸土～大島線の改良時にコンクリート蓋と開閉式グレーチングの交換を行っております。

また、流雪溝の勾配や急角度に折れている箇所での雪詰まりにつきましては現地調査を行い、その結果を基に改修を進めて参りたいと考えております。

しかし、大雪の際多くの雪を投入すると流雪溝に支障をきたすこともありますので、パトロールの実施や雪投入時間のローテーション、及び分水桝の調整においても地区の皆様方にはご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今後も引き続き町並み環境整備事業において大津～花園線などの改良時に側溝蓋の交換を行うとともに、防災安全交付金事業におきまして、事業費枠は小さいですが、側溝修繕工事に対応できるようになったこともあり、順次、老朽化が著しい箇所での改修事業を計画してまいります。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○1 番（前川文博）

ありがとうございました。26年度は電磁波での調査をされて、27年度でボーリング調査をし、そこで出た水と他の井戸との余った水とで大津～花園線とか北新地の方を設計に向かっていくということですので、ぜひですね、水の出るところを掘っていただいて、多い水の出るところを掘っていただきたいなと思っております。

それから2点目の側溝の方の改修なんですけども、やはり、夜、雪のない時に、車が通るとその音で目が覚めたとか、私も場所をその時すぐ、メモればいいんですけども、段差があるなどか感じる場所があるんです。そういうところも直していかなくちゃいけないと思うんですけども、以前、雪の事で質問した時に、3本わだちになるとそういったところの除雪対して、市の職員も業務上そこを通ったり、通勤で通るわけなのでそういうのを見たときにですね自分の課じゃないから、部じゃないからということでほかっておくじゃなくてという話をしたことがあるんです。今の蓋、段差があるとか危ないところに関しても当然業務で町の中を走ってみえますので、地元からとか私たちとか見てこどうやって言う以前にですね、市の中で見ていただいた情報を基盤整備の方に集めていただいて情報収集して交換する対応するということもしていただきたいと思うんですが、そういった体制はとれますか。

□基盤整備部長 川瀬智彦

ご質問にお答えさせていただきます。当然、今、議員のおっしゃる通り常時、基盤整備部としましてもパトロールしたりとか、そして通勤時の状況を朝の朝礼時にも発表していただいて、特に問題があったところなかったかということもやっているわけですけども、やはり、割と箇所が固定されるとかそういうところもございますので、できる限りそういうような情報収集できるようなそういう体制を作って、また心がけて行きたいと考えております。

○1 番（前川文博）

ありがとうございます。課とか部の中だけじゃなくてですね、全体的にそういう情報を集めていただいて、不都合なところは早急に対応していただく体制をですね確立して

いただきたいと思います、質問のほう終わらせていただきます。

〔１番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

只今、１１時０８分程でございますが、洞口議員の１番目、介護報酬改正に伴う影響と今後の介護保険事業の取り組みについての質問をしていただいて、答弁は午後からとしたいと思えます。

なお、再開は１１時２０分といたします。

１１時２０分といたしますが、時間があれば今の質問１のみしたいと思えます。

（ 休憩 午前１１時０８分 再開 午前１１時２０分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで前川議員の質問に対する答弁の訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

□基盤整備部長 川瀬智彦

大変、申し訳ございません。先ほどの前川議員の１点目の答弁の中で、取水量につきましては、毎分３００ミリリットルということで答弁させていただきましたけれども、正しくは、毎分３００リットルでありますので、すみません。訂正してお詫びを申し上げたいと思えます。どうもすみませんでした。

◎議長（菅沼明彦）

次に、先ほどの高原議員の質問に対する答弁を許可します。

□市民福祉部長 谷澤敦子

先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

まず、個人カードにつきましては、申請をされた方にお渡しするというのが原則となっております。それで、今まで持ってみえました住基カードというのは申請をされて個人カードを受け取られた方につきましては、おのずとそこで受け取らせていただいて、個人カードがそのカードになります。その申請をされない方で住基カードをお持ちの方につきましては先ほど、水上部長が答弁したように有効期限が１０年間ということで、平成３７年１２月までが最長。そしてＩＣチップに関しましては３年間ということになります。

なお、発行手数料のこと、ご質問には無かったんですけども住基カードにつきましては千円いただいていたものが、個人カードにつきましては手数料無料ということになります。

したので、付け加えさせていただきます。お願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

次に4番、洞口和彦君。なお、質問中説明資料の使用願がでておりますのでこれを許可いたします。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番（洞口和彦）

議長より、お許しを頂きました、質問させていただきたいと思います。今回、久しぶりに一般質問3日間ということになりました。それぞれの皆さん、さぞお疲れのことと存じます。

最後の質問になりましたので、今までのですね質問と若干かぶる部分重なる部分もあるかと思いますが、どうぞお許しを頂きたいと思います。

昨日ですね、谷口議員のほうから議員の中には9名の高齢者がみえますと話がございました。その中でも私は上位に位置する高齢者でございます。トップでないかという声もございますが、そうかもしれません。しかし、お陰さまで空回り脳の障がいは時々ございますけれども、未だに認知症の障がいは出ておりませんし、ましてですね介護認定も受けてはおりません。

介護の問題は明日は我が身であり、やがては行く道です。また、昨日池田議員より「ど田舎」の石橋君の話があり、私も感動いたしました。実は、この話があるのは介護の話があって生まれたと言っても過言ではないのです。

私は、石橋君のお父さんと同じ仕事をしておりました。スピーチの中にあつたように石橋君は、静岡の都会で育ったと言われましたが、実は、石橋君のお父さんは親の為にですね介護施設を求めているところを探してみえたんです。それで、偶然ですねインターネットで飛騨市に空白を見つけまして、仕事を転勤されてみえて飛騨に住まわれ居住されたのが始まりでもあるわけです。

常日頃、谷澤市民福祉部長はですね、飛騨の介護サービスは掛け金は少ないし、サービスはすごいと、それから特に施設についてはですね、他の地域と比べてすごにあるといったですね、まさに飛騨市の福祉施設が人口増に繋がり、そして昨日紹介された「ど田舎」というスピーチができたのではないかというふうに思っております。

話が前置き、長くなりましたけれども、介護報酬改正に伴う影響と今後の介護保険事業の取り組みについて伺いたいと思います。

年々、高齢化が加速している中で、国は社会保障関係予算が30・5兆円。毎年1兆円ずつ増えております。飛騨市においても民生費が37億円を超え昨年より今年は1億円増として計上されています。介護サービス費は国では9・4兆円、飛騨市では約28億円となっていて増加の一途も続いている。

また、連日新聞を賑わしておりますように、国民健康保険の財政運営を市町村より都道府県に移行する医療保険制度の見直しを柱とした国保改革は3年後の実施を目指して

検討されています。

そんな中、この3月3日には、消費税10%の引き上げを延期した為に財政健全化に向けて国民健康保険の運営移管や入院費等負担の増を柱とした「医療改革法案」を閣議決定されました。また「医療・介護改革法案」が衆議院で可決され、本年6月を目途に成立する見通しとなっています。

法案では、「要支援」サービスを市町村サービスに移行すること、特別養護老人ホームへの入所要件の厳格化、1割負担から2割負担への移行と大きな改革でございます。「国保改革」は基盤強化につながるが、「要支援改革」は市町村の財政事情でサービスに格差ができるという恐れもございます。

また、今年は介護保険制度が3年ごとに見直される年であります。

平成27年～29年の3年間は、「飛騨市高齢者保健福祉計画・第6期介護福祉計画」により実施されることとなります。先日も全員協議会でおおまかなことについての発表がございました。介護報酬が、今年の1月6日、全体では2・27%のマイナス改定。介護の人手不足を解消するための待遇や、改善加算がですねいろいろと変わりました。その中には、事業者や経営に打撃や利用者の負担は減少され、質の維持にも不安が残る内容にもなっております。

飛騨市の介護の現況や問題点及び今後の取り組み、改正に伴う運営の影響を伺いたいと思います。

1つ目には、要介護認定者数と特別養護施設希望者の現況について伺いたいと思います。

自分の家で生活することは困難となり、施設にお世話になりたい。しかし、希望どおりには利用できず、将来に不安を感じる人が多くなつてみえます。要介護定数と介護老人福祉センター（特別養護老人ホーム）の入所希望者、入所状況と将来への傾向について伺いたいと思います。

2つ目には、単独短期入所者生活介護施設・グループホーム建設に伴う流れについて伺いたいと思います。

鉄骨の受注困難や高騰のために工事が遅れていた、単独短期入所生活介護施設が今回、補正を受けてですね今年の7月には完成の目途がつかしました。4月に開園でございましたので、少しは遅れましたけれども、新たにショートステイ30床設け、東町のショートステイ20床の特別養護老人ホームが設置されることとなります。

また、高齢者グループホームが来年には9床増設されるということもでております。

入所希望にとっては非常に喜ばしいことでございます。建設に伴う流れと今後の施設の在り方、方向性について伺いたいと思います。

3つ目に介護・看護職員の人員不足解消に展望はあるのか。岐阜県の求人倍率は、昨年、正社員で0・99倍、パートや臨時雇用を含めると1・36倍、景気上向きの中で雇用は増えています。しかし、反面、宿泊、飲食サービスや、医療・福祉などでは人手不足が深刻な問題となっています。

今年になっても求人倍率は増えておりますけれども、この問題は解消しておりません。

また、介護報酬の改正は、介護職員の待遇改善に狙いを絞った加算の拡充で、給料アップの狙いがある一方で、基本サービス費が下がり、待遇改善には未知数であり人手不足が進む心配もございます。福祉事業所でもいろいろな求人活動をしていますが、なかなか思うどおりの雇用にはなっていません。市としての支援や展望を伺います。

人員確保、雇用対策として、休日保育や未満児保育の充実や介護職員初任者の研修者の研修費助成等が計画されていますが、事業所に保育所や託児所が設置される場合には支援できないか。この項目については一部、昨日の天木さんの回答にもございましたけれども、特に託児所についてはどうなのかについてお伺いしたいと思います。

また、女性社会進出宣言企業支援はどのような場合に利用できるのかについて伺いたいと思います。

4つ目に、在宅看護支援と地域包括ケアの現況についてお伺いします。

自宅看護で施設への入所を待ってみえる方は、一番多いわけですが、自宅介護はこの介護施策において理想ではございますけれども、実際、介護するとなると大変なことでございます。介護離職の現実もございます。支援拡充と地域ケアの充実が必要です。今回の改正でも居宅サービスに手厚くされています。在宅支援策と地域ケアの実態についてお伺いしたいと思います。

また、在宅介護に必要な「福祉タクシー」が宝タクシーから変更されるということも聞いておりますがどのように変わるのか伺いたいと思います。この場合、通所介護の利用も可能となるのか。介護保険で利用できるデイサービスの時間も上限が12時間から14時間に延ばすことができるようになりました。飛騨市内では項目について時間の変更はあるのかないかについても伺いたいと思います。

5番目に、報酬改正によるサービス、それから介護保険料についてお伺いいたします。

介護報酬2・27%の減額改正で、事業者経営及び利用者にどんな影響があるのでしょうか。また、介護保険料負担割合も高齢者人口の増加により65歳以上は、21%から22%に増額されるとあります。介護報酬引き下げで、保険料は減額されますが、利用者の伸び、それを上回るとされる財務省の試算では、4,972円から5,550円程度の増加になるだろう。全国平均でございましてけれども言われています。飛騨市の介護保険料はどのようになるのか伺います。

また、このような決定には、どのような考慮をされたのかそれについてもお伺いしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長 谷澤敦子

それでは、洞口議員ご質問の介護報酬改正に伴う影響と今後の介護保険事業の取り組

みについて、5点のご質問にお答えさせていただきます。

なお、先般、全員協議会でご説明した内容と重複する点が多数でできますので、よろしく願いをいたします。

それでは1点目の要介護認定者数と特別養護施設希望者の現況について、現在、第6期介護保険事業計画の策定をする中で様々な推計をしております。

要介護、要支援認定者数は約10年後にピークを迎え、現状より350人増加し、要介護3以上の中重度要介護認定者はこの内、100人程とみております。

特別養護老人ホームの入所待機者は、平成26年6月1日現在の調査で434名となっておりますが、入所の必要が差し迫っていない、とりあえずの申込者や、老健、グループホームなどで待機している人を除き、自宅で在宅介護を受けながら待機している要介護3以上の方は、27名となっております。

特養の入所の状況では飛騨市は全国平均の1・5倍。県内でも3番目に高い利用率となっており、他市町村より特養の利用が多い状況にあります。今後、特養の整備が見込める社会福祉法人は市内にはなく、また、市外の社会福祉法人が仮に建設するといたしましても、飛騨市内で一度に多数の介護職を集めることは非常に困難な状況にあります。

また、要介護認定者数のピーク後の減少を見据えた適正量の面からも特養の建設を見込んでいくことは厳しいと言わざるを得ず、現状を維持しながら今後の介護基盤整備を検討していく予定であります。

次に単独短期入所者生活介護施設、グループホーム建設に伴う流れはについてお答えをいたします。

たんぼぼ苑での第5期計画の特養20床増床や、第6期計画をします認知症高齢者グループホームの増床により、特養入所待機者やグループホームの入所希望者が入所できるとみております。認知症高齢者グループホームやサービス付き高齢者向け住宅については、民間事業者の動きも活発であり、今後の整備参入も見込めることから、高齢者の多様な住まいの整備として拡充を図ります。

小規模多機能型居宅介護などの重度の方の利用に対応した在宅系サービス導入により多様な高齢者の住まいにおける介護体制も強化をし、施設サービスの代替えを図りたいと考えております。

そして、介護に対応できる住まいと、特養のトータルの中で在宅介護が厳しい方がたを受け入れ、支えていけるよう取り組んで参りたいと思います。

3点目に、介護・看護職員の人員不足解消に展望はあるのかについてお答えをいたします。介護職確保は、本市としましても大変大きな課題としてとらえております。しかしながら、一気に多くの介護職を増やす特効薬はなく、離職防止とともに要介護認定者数のピークとなる10年先を見据え、現状数を維持しながら、地道に増やしていくしか方法がないと考えております。

第6期計画の中でも、介護職員、初任者研修助成、介護職を目指す学生への市の奨学

金活用等対応施策の展開を試みてまいりたいと思います。

国でも、消費税財源を活用し、県に「地域医療介護総合対策基金」を創設し、この中で、「介護人材確保対策事業を行うことが示されております。その中では、具体的な事業メニュー例としまして、介護事業所内の保育施設整備運営支援なども示されております。実際、市内事業所におきましても事業所内保育のニーズもあり、介護職確保に一役買うものとみております。今後大きな事業所を核にこうした保育体制の整備についても事業所と協議をしながら設置を促してまいりたいと思います。

なお、新年度から女性が働きやすい職場環境を整える企業に対して支援を行うこととしております。具体的には、女性の地位向上や、職場の環境改善について市内事業所ごとに目標やアクションプランを策定し、それを市が認めた場合に優遇策として支援いたします。

一例をあげますと、産休及び育児休暇に伴い臨時社員を採用した際の費用助成ですとか、女性用のトイレ、あるいは更衣室を改修する費用の助成などを想定しております。

4点目に在宅介護の支援と地域包括ケアの現状はについてお答えをいたします。

介護保険の理念は、要介護者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせることを目指すものでありますが、在宅で介護される介護者の存在の基に成り立っております。

昨年度、介護保険事業計画策定に先立ち、高齢者へのアンケート調査を行いました、その中でも家族に介護が必要になった場合、施設入所をさせたいとする方は13・6%、また、自分が介護を受けるようになった場合、施設入所したいとする方は21・8%と少数でありました。分からないとの回答もありますが、半数以上の方は介護が必要になっても自宅での生活を望んでおられます。しかし、市内でも中心部から離れた在宅サービスのメニューが少ない地域では希望する自宅での暮らしを継続できず、施設入所となるというような声もケアマネージャーの方より聞くこともあります。

市としては、他市町村と比べ在宅サービスが少ない状況が各種データでみられる中、在宅サービスの更なる拡充を図っていく必要があると考えております。

また、生活支援に係る各種サービス地域の見守り体制の拡充にも力を入れ、介護者の負担を軽減しながら多くの方が在宅での生活を少しでも長く継続できるよう市の介護基盤整備をバランスよく進める必要があると考えております。在宅系サービスの中でも特に効果のある小規模多機能型居宅介護は市内ではまだサービス提供がございませんが、高山市など各地で急速に普及しております。こうした有用なサービスを飛騨市にも普及させ、在宅医療とも連携をし、その体制の拡充を強固にしていくことが今後の課題と考えております。

在宅看護に必要な「福祉タクシー」が宝タクシーより変更されどのようなものかというご質問ですが、市では福祉タクシーに新たに事業者が算入されると認識しております。神岡町内のNPO法人が今年4月より新たに「福祉有償運送」を開始されます。福祉有償運送とは、元々介護事業者などが介護業務の延長で行っていた利用者の移送を正

式な有償行為として認可したものであります。普通の車両をそのまま使用できるなど、事業に対する自由度は高いのですが、営利目的であってはならない為に料金設定や旅客設定などにはある程度の制限があります。

例えば料金は一般タクシーの半額程度、また利用者は障がい者や要介護者など単独で公共交通機関の利用が困難な方に限定されます。

更にNPOや社会福祉法人などの非営利団体でなければ運用することができません。通所介護では、通所のサービスをしている送迎が行われていますので、「福祉タクシー」や「福祉有償運送」を利用されることはないと思います。

また、デイサービスで規定の時間を延長してサービスを提供することにつきましては、報酬の加算により対応できるようになっております。今回の介護報酬改定によりその延長時間が1時間拡張される予定です。現在、この加算制度により、延長を行っている事業者は市内にはありませんが、介護者の負担軽減、在宅生活の継続強化に繋がることから市としましてもサービス提供について、事業者と供に検討していきたいと思います。

最期のご質問であります、報酬改定によるサービス介護保険料についてはということについてお答えをいたします。

介護法報酬の改定については現在、厚生労働省において、その改定にかかる関係告示の意見募集がされているところであります。各事業者もそれぞれ、来年度以降の運営を試算されている状況であると思われます。

今回の報酬改定においては、総括的には基本報酬部分が他業者との均衡の観点で減額にはなっておりますが、介護職の給与を改善する加算や、中重度や認知症の要介護者をきちんとケアできる体制を評価する加算が強化をされ、地域包括ケア体制への誘導また介護保険制度の維持を図るため、かなり踏み込んだ改定になっていると感じております。

国はこれまでの介護サービスの在り方を見つめなおし、介護保険の目指す要介護者等の自立に向けたよりよいサービス提供形態へと変えていこうとしております。事業者の収支に対する影響は少なからずあろうかと思いますが、市としましても事業者と連携を図りながら市民へのよりよいサービスを提供するために努めてまいりたいと思います。

介護保険料につきましては、現行の保険料基準月額で460円アップの5440円として今般議会にお諮りをしているところでございます。今般の介護報酬の引き下げについては保険料120円弱軽減する影響があると試算をしておりますが、今後介護サービス利用は年々伸びているところでもあり、第6期の介護サービス利用もたんぼぼ苑の増床ですとか認定者数の増加等も見込み伸びていくものと試算しておりますのでよろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○4番（洞口和彦）

分かり易く簡素に全体的にわたってご説明ありがとうございました。

ちょっとご質問させていただきたいんですが、今まで宝タクシーから「福祉タクシー」

に替わるということで、実は宝タクシーに替わったところへですね、例えば私くらいの地域で今まで千円ちょっとあったやつが、往復ですと6千円ぐらいかかってしまう。非常に負担なんですね。それから、介護サービスとって家まで行って車いすに乗せたり運搬したりといったことはタクシーはされてなかったんですけれども、今後は今の説明ですと、そういうことまでやっていただけるということによろしいでしょうか。

□市民福祉部長 谷澤敦子

お答えいたします。今程、ご説明させていただきました、新たに参入していただけるNPOの制度における送迎につきましては、今程言われたことも対応していただけるというふうでございます。

○4番（洞口和彦）

まあ、ありがたいことですね。若干、今説明の中でいくつかちょっと質問したいと思うんですけれども、「第5期介護保険計画」では介護認定者が26年では、1,646人ということでございましたが、最終的に1,584人という形で抑えることが出来たと思います。これはですね、介護予防とされておりますいろいろな高齢者の生きがいの政策の問題や、健康体操を中心とした指導の、それがおおいに効果があったとお考えでしょうか。

それから24年から25年に向けてですが、25年には大体普通の伸びで増えていってるんですけれども、この場合、74人程、25年に延びていますよね。1,580人程に延びているんですが、他の年ではこれだけ伸びているところがないんですけれども、この年には何か、認定の基準が変わったとか特別なことがあったんでしょうか。お伺いしたいと思います。

□市民福祉部長 谷澤敦子

お答えいたします。人数が増えた要因につきましては、要支援者の方が確かに増加したことはありますけれども、それがどうしてかというところにつきましてはこれが原因だということは、すみません、お答えし兼ねますけれども、要支援者に対する認定者数の増加につきましては、若干、増加したというふうに認識しております。

○4番（洞口和彦）

さっき言いました予定よりもですね、かなり抑えられたという理由は私が言った理由でよろしいんでしょうか。

□市民福祉部長 谷澤敦子

お答えいたします。あくまでも推定として出しているものでございますので、厳密には難しいところもございますが、今から実施しようと思っております予防事業、そして健康づくり等々でなるべく認定される方をお元気で頂くために認定者数を減少したいということ取り組みも効果が出ていくというふうには思いますが、その推計であるということをご了解いただければと思います。

○4番（洞口和彦）

だいが謙虚な意見もございましたけども、これについてはですね、本当に努力されてみえるなというふうに思ってます。

それでは先程、特養はですね、今後3年間は増えていかないだろうと、今の20床増以外にはですね、私たちも運動会とかいろいろな地域の行事の中で特養から車いすに乗って見学に見えてる方がみえるんですよ。みんな生き生きとしてますし、そういう人にはコミュニケーションといいますかいろんな人と会うってことが、障がいの人もそうですけれども、それが大切だと思うんです。

そんな施設が全国にはいろいろございます。例えば老人施設と幼稚園が一緒になったような施設で常に同じ建物内にありますから、集まるところは違うんですけれども、交流ができるというような施設、それから富山でありますように、富山施策と言われますように1歳から98歳まで年齢を問わずひとつの所へ集められる。もちろん、障がい者も入れる。そういうような中でいろんな交流をやってみるというような施設もあるわけです。私もですね、特に飛騨市は保育園が少ないということがありますので、老人ホームと一緒にというのは難しいかもしれませんが、せめてそういうようなですね理想に向かった養護施設もですね、できるといいなあというふうに思っているんです。それができなければ交流を深めてですね、どれだけでも地域として全体を見るというようなそういう施策が必要だと思うんですけれども、そんなような働きかけとかお話は、全体の中では民間を集めて話されたようなことはございますか。

□市民福祉部長 谷澤敦子

富山の方のデイサービスのことであろうかと思います。このことにつきましては、職員とも調べたりしながら、今後、総合事業というものを実施していく中で確かにお年寄り、子供さん、地域の方たちと共生しながら行くということはとても大事なことで、そういうものを何とか事業として立ち上げていけないかということは考えております。

それを具体的に実施するまでの間に関係者の方とご相談しながら受け皿となっていただけの方を探しながらということで取り組んで参りたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（洞口和彦）

時計を見ながらあれでございますが。実は、今、私、ある雑誌みたんですけども、一般財団法人の介護福祉会というのがございますが、今度の4月からこれが飛騨支部、高山に飛騨支部として発足されるというふうに聞いています。

これは、研修会の開催とかですね介護技術などのスキルアップを始め、最新の情報に基づくサービスの提供を図ることを習得されるというような目的だと、目指していると言っていました。

また、介護福祉士ですね国家試験を飛騨で受けられるようにしたいということで、これも調整中でございます。また、この理事の方はですね、飛騨市からいろんな視察もあって研修されることによって、横の繋がり、同じ職場の横の繋がりが出てですね、

地域包括ケアシステムの構築とかそういう場合に非常に有効な利用ができるのではないかというふうに申されております。

ただし、この会員は財団法人でございますので、入るためには入会費が必要ですが、一部、介護士等々の補助費を今年予算に出されておりますけれども、こんなようなところでの補助費をぜひだしてもらって、みんながですね一堂に集まって勉強できる、それぞれの福祉への職業者が、地位をとといいますか、資格を取ってですねできるような施設に利用ができるようにして欲しいと思うんですけれども、そのような前途について、できたことについての期待とかですね、それから入会時の補助みたいなものはできないのかお伺いしたいと思います。

□市民福祉部長 谷澤敦子

お答えいたします。答弁でも述べましたように介護職員の人材確保につきましては喫緊の課題として受け止めておりますし、新年度に予算計上させていただきました介護職員の初任者に係る研修についても今、取り組もうとしているところでございます。

議員がおっしゃったようなこともきちっと調べて対応については考えて行きたいと思いますが、今はまず、新年度予算計上させていただきました、この制度をきちっと運用しなんとか多くの方に受講していただけるようなことに取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（洞口和彦）

ぜひですね、検討をお願いしたいと思います。今度の改正でですね、原則としてですけども新しく、介護3以上の人に限るというような規定が設けられますね。これによってやっぱ入所基準というようなもののいろいろとあると思うんですけれども、直接、すぐに影響にあるようなことは、簡単でいいんですけれどもありますか。

□市民福祉部長 谷澤敦子

今のご質問は、要介護3。すみません、もう一度ご質問できますか。

○4番（洞口和彦）

老人介護施設に入るのに、基準としてできた介護認定3以上の人って決まりますよね。そうなった場合に今までの入所基準と影響があるのかなのか。何もないというならあれですけども。そういうことなんですけど。

□市民福祉部長 谷澤敦子

お答えいたします。もちろん、要介護3以上でなければ、原則、特養には入れないということになりますので、1とか2の方については確かに基準からは外れます。

ただし、1、2でありましてもケア会議等で本当に在宅で介護できない条件がいろいろありますけれども、その条件をきちっと満たしてケア会議で市の入った担当者が決めて決定できれば3でなくても入所は可能であります。そういうシステムがございます。ですので、基準が変わりますが、本当に大変な方については、検討される余地は残っている。でも、原則は要介護3以上であるということでございます。

○4 番（洞口和彦）

ありがとうございます。そういう配慮はですね、ぜひ、ありがたいと思いますし、そういう意味での均等をぜひ保っていただきたいと思います。

最期にですね、介護保険料の決定でございますけれども、最終的には5, 440円ですよね。報酬改定での軽減部分とか割増料をこう含めると、5, 898円。それがなぜなかったかといいますと、458円を基金から取り組むというふうにされていますよね。この金額はどのように決められ、全国平均より安くしたかったからそのぐらいの安さなのか、その辺の決められた補助、基金からの取り崩し458円についてですね、どのような討議があつて決められたのでしょうか。

□市民福祉部長 谷澤敦子

はい、お答えをいたします。この保険料を決めるプロセスについては、先般、全協でも数を推計しながら、その方たちがどんなサービスを使うだろうということを想定しながら3年間の内にこれだけの給付サービスが必要だということで、そのお金を65歳以上の方たちの22%で割り返して保険料を決めていくということです。結果、先般ご説明しましたようにそうなると6千円近い金額になったところを、基金といいまして2億円ございますが、全部の基金を取り崩すということも当然あるかと思いますが、基金というものはある程度なにか不測の事態の時にも必要なものですので、5千万残し、1億5千万を取り崩した時に割り返してみると、1人あたりそれだけの軽減に繋がっていくということで試算したものでありまして、これだけにしたいからこの金額にしていくということでは決まっています。

○4 番（洞口和彦）

苦しい答弁もあったかなと思いますけれども、必要だからこれでけいったということではなくてどちらかというと基金からこのくらいと、そういう方向が強いというところでございますが、それもまた諒としましょう。

先ほど、最初に申し上げましたようにほんとに飛騨市の介護状況はいい状況になっています。そりゃ、やっぱり職員なり地域の皆様の本当に努力があると思いますけれども、今後ですね、下らないように、状況がですね。皆さんの為を思って、福祉政策に全力を突き進んで行っていただきたいと思います。

では、次の質問はどうでしょうか。

〔洞口和彦 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後0時00分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。それでは、洞口議員による一般質問を続けます。

〔４番 洞口和彦 登壇〕

○４番（洞口和彦）

引き続きまして２問目の質問をさせていただきます。ハイパーカミオカンデ計画と国際共同グループ結成についてを題材といたします。

「飛騨市から宇宙へ」という飛騨市が出しているパンフレットでございますが、この中で飛騨市内のいろいろな宇宙線施設を説明してございます。

最初のページを開きますとスーパーカミオカンデが大きく記されておりますし、その次にはですねエックスマス。これは、同じく宇宙研究所が研究してますダークスターの正体を探る装置でございます。その下がカムランド。実はこれがスーパーカミオカンデの前のカミオカンデでございますが、現在は東北大学が同じようにニュートリノの研究を違った角度からされているところでございます。それから、後ろを見ますとKAGRA。今、本当にトンネルの発掘が終わりまして、望遠鏡が据え付けられて、重力波を探る準備が着々と進んでいます。その下に、小さく「ハイパーカミオカンデ構想」というのがでておりますが、先日のですね、このスーパーカミオカンデに代わるハイパーカミオカンデ。皆さんのそこにも行っています。この記事がですね、今後はこの欄に正面に大きく載ることだろうというふうに思います。また、このパンフレットを持ち歩いて頂きましていろいろな方にですね。ぜひ、カミオカンデでの完成に向けてのPR策として使っていただきますようお願いしたいというふうに思っております。

このハイパーカミオカンデは、本当にですね今までの研究を２０年を要した研究を１年で行えるという非常に大きなものでございます。装置規模は、直径が、ここにも書いてありますように４８メートル、長さ２５０メートルという円筒形のタンクを２基設置しまして、１００万トンの超純水を入れ、超高感度光センサーを約１０万個備えるというものでございます。まさにスーパーカミオカンデが水が５トン、センサーが１万１千個の設置でございますから、ハイパーカミオカンデがいかに大きいものであるかということがお分かりだと思います。

実験開始までの取り組みが本当に今後の飛騨市の先端科学都市構想に大きく影響してくるものと思われます。増え続ける研究員等の定住できる施設の環境整備や、懇話会の進展、先端科学都市構想の実現への展望について伺いたいと思います。

１番目に、実現までの道のりと懇話会の進展や取り組みはどうなっているのか。「ハイパーカミオカンデ」計画の具体的な建設を目指し、日米英など１３ヶ国の研究者でつくる国際共同研究グループが結成され、ニュートリノや陽子など、素粒子研究の飛躍的発展を目指すこととなりました。

また、事業費が約８００億、３年後の工事着工、１０年後の実験開始を目指しております。まさに資金確保の為に東京大学研究所と高エネルギー加速器研究機構の素粒子原子核研究所が計画の具体的な協力体制を結ばれ、プロジェクトを前面に進める体制が整いました。市としての支援や援助はどうされるのかについて伺いたいと思います。

２番目に、先端科学都市構想の実現の見通しについて伺います。

宿泊施設や見学施設を含む先端科学都市が実現できるよう働きかけてきた経緯について伺います。今度、「ハイパーカミオカンデ」の計画に連帯し、動きに大きな力と実現へ向けた大きな力となりますが、一体化した取り組みをどのように進めるのかについて伺いたいと思います。

３番目に、飛騨市の宿泊施設整備や定住見通しについて伺います。

飛騨市は、最先端の宇宙研究の街として知られていますが、まちづくりや化学教育が生き生きしていない面がございます。研究者の飛騨市の定住していただける住宅環境整備が最大の課題でございます。

研究員や訪れる学生のために神岡町内に、空き家を利用した生活や、簡易な宿泊所の建設を行い、飛騨市に定住していただけるようにすることが必要です。今まで空き家を利用した定住や簡易宿泊所の建設を提案した時には、空き家や既存家屋を改修し、シェアハウスとして機能させる方法を民事事業者と共に検討されると申されておりますが、この話が進展しているのか伺います。また、今後飛騨市にですね研究者の簡易宿泊所の設置は検討されているのかどうかについて伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長 水上雅廣

それでは、ハイパーカミオカンデ計画と国際共同グループ結成についてお答えをいたします。ハイパーカミオカンデにつきましては、ご承知のとおりかねてより構想がありましたが、スーパーカミオカンデの約２０倍の規模であり、予算額も非常に大きい規模であるため、なかなか実現の可能性がみえていませんでした。そんな中であって、昨年の２月に「日本学術会議マスタープラン２０１４」において、重点大型研究計画の２７件の内の１件に選定されました。この選定により、構想実現に向け、一歩前進したと認識しております。

さらに、本年１月３１日の土曜日に、ハイパーカミオカンデを国際的に推進するための共同研究グループが世界１３ヶ国、６７の機関が参加し結成され、また東京大学宇宙線研究所と、高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所が協力協定を締結したことは広くメディアでも紹介されたところであり、地元自治体としても大変喜ばしいと感じております。

１つ目のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、先端科学都市構想の策定にあたり懇話

会を設置し、研究者や関係者地域の方がたのご意見を参考にしながら構想を策定しました。その構想において中核となる体験型学習施設や、セミナーハウスの設置、公共交通の整備、生活環境の整備などに言及しておりますが、これらの実現については研究機関と共通した取り組みが必要であり、道路整備などとは異なったアプローチが必要になってまいります。

研究者の方がたからも一定の段階を踏んで要望活動などに繋げていくことが適当とのアドバイスをいただいております。その一環といたしまして、地道な活動かもしれませんが、市内での講演会やサイエンスカフェ等事業展開を行い、まちぐるみでの世界最先端の都市としての実績を積み重ねて行きたいと思っております。

また、市といたしましての具体的な支援といたしましては神岡町に居住された研究者の通勤の足を確保すべく、本来10月以降一部の便が運休となる北部市営バスの夕方の便、猪谷～神岡間について昨年より継続的に運行することとしておりますし、KAGRAの建設にあたっては、研究資材を一時的に保管するスペースの確保や貸付け、民間事業者との橋渡しなども行っております。

さらに、神岡地域に少しでも居住していただけるよう民間事業者が運営するアパートの情報なども提供しているところです。

研究者の方がたから茂住地内にコンビニエンスストアがあればよいというご要望もですが、茂住地区は高山からも富山からも遠く、物流の問題もあり経済的、合理性の面から実現には高いハードルがあるとのことですが、今後のハイパーカミオカンデ計画の進捗を注視しながら市としてできる支援は行っていきたいと思っております。

なお、現在、研究施設で従事されているかたは東京大学や東北大学及び協力大学などを合わせるとおおよそ50名程度とのことですが、研究に従事されている方で、市内に定住されている方は、5名程度とお聞きをしております。

2つ目のご質問ですが、ご指摘いただいたとおり、構想の実現にはハイパーカミオカンデ計画の進捗に合わせた取り組みが重要であると認識しておりますが、研究機関にとっては、あくまでも研究を前進させることが最優先事項であり、研究内容を広く知っていただくことは付随する事項であり、主従の関係にあると言えます。

要望活動につきましても同様であり、研究に関する要望活動が最優先になるのは当然のことと言えます。そんな中にあっても、先に申しましたように小さな実績を積み重ね、地域と一体となった世界最先端の宇宙物理学研究拠点の町づくりを行いつつ、ハイパーカミオカンデ計画の更なるステップアップのタイミングに合わせて研究機関と歩調を合わせ期を逸することなく構想の実現に向けた取り組みに繋げていきたいと考えております。

3つ目のご質問の研究者や学生が利用できる空き屋を活用したシェアハウスなどの供給につきましては、市として情報収集を行い、その情報を研究機関に提供したところ、昨年の10月に神岡町の民間事業者が保有する1軒家を研究機関が借り上げ、主に学生

が短期宿泊する施設として活用され始めたところであります。

簡易宿泊所を行政が設置することは現時点では考えておりませんが、研究機関の方がたとの意見交換を行いながら少しでも市内での定住が促進されるよう取り組みを進めて行きたいと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○４番（洞口和彦）

どうもありがとうございました。

予算獲得に向けてというのが大きな課題でございますけども、なんしろ８００億と言いますと、飛騨市の予算の約５年分くらいになるわけですね。

今、文部科学省も不景気というかほんとに予算の縮小が迫られ、世界のトップクラスの４拠点の補助が打ち切られるというような状況です。もちろん、このプロジェクトを組んでいただいたことによって、獲得への目途はたっています。このプロジェクトリーダーを務められる塩澤真人教授はですね、プロジェクトを前に進める体制ができたと実験の運がよければ２、３年で陽子崩壊現象がみられる可能性があるという抱負を述べられておられます。

しかし、もちろんプロジェクトとしてもですね、最大の努力はするけども地域の皆さんや行政の支援の後ろ押し、サポート体制をですね万全にして欲しいと希望されています。ぜひですね、この期待に応えるように。先ほどもいろいろな支援を言われましたけれども、そんなですね試みをしていただきたいというふうに思います。

それから、資金の問題ともう一つ大きな問題は、この大きな建物の坑内を掘る訳ですからずりの問題がございます。この問題を含めてですね、まだどこに建設するかという決定はされておられませんけども、ここで掘り出されるずりはですね、約東京ドーム１杯分、全体をした容積ですが、それだけ排出しなければいけないだろうというふうに言われております。

現在は、神岡鉱業所の土地に一時移動するとか、外へ運び出す。特にこのずりはですね、すぐに埋め立てに使えるということもございまして、このへんについてですね、地域の協力がですね、ぜひ欲しいと言われていますが、前のＫＡＧＲＡの時もかなりのずりがでてですね、大変だと思いますが、もしこのような協力される場合にはですね飛騨市としてもいろいろな協力をされる予定はございますか。

△市長（井上久則）

一点ですけど、この重力波の時もそうだったんですけど、先生と情報を共有しまして国へ要望活動もさせていただきましたし、私たちが勝手に行くというわけにはいかんもんですから、先生とよく相談をしながらやはり、機を逸せずが一番いい時に行くことにつきましては今までもやってきましたし、これからもそのように進めて行きたいと。応援体制はしっかり取っていききたいということを思っております。

先ほど、部長が答弁しました中にずりの関係はなかったわけでございますけども、こ

のことにつきましても、重力波の時も一緒でしたけど、市の方で提供しようということをしとったんですけど、重力波の場合は鉱内の中で処理できるということが判明したもんですから、それ以上ずりの置き場は進展はしななですけど、今のハイパーにつきましても具体的な計画が決まる上にはこのずりの置き場というのは当然必要になってきますので、これにつきましては、市の支援ができることについては精一杯できる支援はしていきたいというふうに思っております。

○4番（洞口和彦）

ありがとうございます、ぜひですね、むこうの要望に沿った、このことは工事に大きく影響すると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから先ほど、研修員の話がございましたけれども、この研究員はですね全部が一いつときてやっているというわけではございません。カミオカンデの話は120人程の研究者が定期的に来たり行ったり、年に何回かは全員が集まってされるという研究でございますので、なかなか宿泊についても難しいと思いますけども、やはり、向こうの要望があればそれに検討していただく。特に民家については、東茂住地区は過疎化の最先端でございます、特にあの辺の民家を調査されてですね、貸し出しされる場合については協力していただきたいというふうに思います。

特に今、スーパーカミオカンデではすぐ近くにですね、20室程、宿泊者が泊まれる施設とそれから大沢野にですねやっぱり、20人から30人が宿泊される施設を自分たちのあれで確保してみえます。まだまだ、特にこのハイパーになりますともっと多くの方がみえるわけでございますので、先ほどと同じずりの問題と同じようにですねこの3つ。資金の確保とずりの問題、それから宿泊の問題。特にこの研究は国の機関でございますので、直接的な法人税とか入ってまいりません。維持費の管理とそれから宿泊が大きな飛騨市の財産になると思いますので、その辺のですね、向こうの希望に沿った努力をされて、一日も早いハイパーカミオカンデが完成して実験が開始されますことをですね、お願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔4番 洞口和彦 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで、このまま暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時19分 再開 午後1時20分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいま、議題となっております議案第6号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第49号、市道路線の認定についてまでの44案件につきましては、お手元に配布しました議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第50号、平成26年度飛騨市一般会計補正予算（補正第7号）から、議案第62号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業特別会計補正予算（補正第2号）までの13案件、ならびに議案第63号、平成27年度飛騨市一般会計予算についてから、議案第77号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算についてまでの15案件、合わせて28案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配布しました議案付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よってこれら28案件は議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置しこれに付託の上審議することに決定しました。

◆散会

◎議長（菅沼明彦）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、3月9日月曜日、予算特別委員会終了後といたします。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後1時23分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅沼 明彦

飛騨市議会議員（14番）

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（15番）

山下 博文